

事 務 連 絡
令和3年1月14日

九州地方倉庫業連合会会長 様

九州運輸局交通政策部長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出を受けた
事業継続に係る要請等について（依頼）

令和3年1月13日に開催されました第52回新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「基本的対処方針」が変更され、緊急事態措置を実施すべき区域が、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に加え、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の11都府県に拡大されました。

同対策本部において改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、追加された2府5県の緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年1月14日から2月7日までです。

新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項では、緊急事態宣言下においても「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分な感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務継続の働きかけを行うものとする」（同基本的対処方針 三（3）4）①）とされており、同方針の別添においては、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者として貴団体にも関係する「物流・運送サービス」関係の事業についても例示として挙げられております。

つきましては、「基本的対処方針」について御了知頂き、業務継続のため、感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染予防に万全を期すとともに、テレワーク・時差出勤の推進を図って頂きますよう傘下会員に周知のうえ、適切にご対応頂きますようお願い申し上げます。

（別添）

- ① 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部・国土交通大臣指示
- ② 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更
- ③ 改正_新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針